勤務条件に関する措置の要求に関する規則

令和３年８月27日

人事委員会規則第19号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則

目次

第１章　総則（第１条・第２条）

第２章　措置要求（第３条―第13条）

第３章　審査の手続（第14条―第23条）

第４章　判定（第24条―第27条）

第５章　雑則（第28条―第31条）

附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第48条の規定に基づき、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第１条及び第２条に規定する職員を含む。以下同じ。）の勤務条件に関する措置の要求及び審査、判定の手続並びに審査、判定の結果執るべき措置に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(１)　措置要求　法第46条に規定する勤務条件に関する措置の要求をいう。

(２)　要求者　措置要求をする職員をいう。

(３)　当局　措置要求事項に関し権限を有する地方公共団体の機関をいう。

(４)　当事者　要求者及び当局をいう。

第２章　措置要求

（措置要求の方式等）

第３条　要求者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「措置要求書」という。）に適切な資料を添えて、人事委員会に提出しなければならない。

(１)　要求者の所属、職名、氏名、生年月日及び住所

(２)　措置要求事項

(３)　措置要求をしようとする理由

(４)　要求者又は要求者の属する職員団体が措置要求事項について既に当局と交渉（法第55条第11項に規定する不満の表明及び意見の申出を含む。以下同じ。）を行った場合には、その交渉経過の概要

(５)　措置要求の年月日

２　要求者は、前項各号の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、人事委員会に対し、その旨を書面で届け出なければならない。

（共同してする措置要求）

第４条　２人以上の職員は、共同して措置要求をすることができる。

２　共同して措置要求をする者（以下「共同要求者」という。）は、それらのうちから代表者１人を選任しなければならない。

３　前項の場合においては、代表者が措置要求書に記名し、その資格を証明する書面を措置要求書に添付しなければならない。

４　共同要求者は、選任した代表者を解任することができる。

５　共同要求者は、代表者を解任したとき、又は代表者が欠けたときは、速やかに、新たな代表者を選任しなければならない。

６　共同要求者は、代表者に異動があったときは、速やかに、人事委員会に対し、その旨を書面で届け出なければならない。

（代表者の権限）

第５条　代表者は、他の共同要求者のために、措置要求の取下げを除き、当該措置要求の審査に関する一切の行為をすることができる。

２　他の共同要求者は、代表者を通じてのみ、前項の行為をすることができる。

３　共同要求者に対する人事委員会の通知その他の行為は、代表者に対してすれば足りる。

（代理人の選任等）

第６条　当事者は、いつでも、代理人を選任し、及び解任することができる。

２　要求者が代理人によって措置要求をするときは、措置要求書に、第３条第１項各号に掲げる事項のほか、当該代理人の氏名、住所及び職名又は職業を記載し、当該代理人が記名しなければならない。この場合においては、その資格を証明する書面を措置要求書に添付しなければならない。

３　人事委員会は、審査の円滑かつ迅速な進行及び公正な運営を期するため特に必要があると認めるときは、代理人の数を制限することができる。

４　当事者は、代理人を２人以上選任したときは、そのうちの１人を主代理人に指定しなければならない。

５　当事者は、必要があるときは、前項の規定により指定した主代理人を変更することができる。

６　第２項に規定する場合を除き、当事者は、代理人を選任し、若しくは解任したとき、又は主代理人を指定し、若しくは変更したときは、速やかに、人事委員会に対し、その者の氏名、住所及び職名又は職業を書面で届け出なければならない。

（代理人の権限）

第７条　代理人は、各自、当事者のために、当該措置要求の審査に関する一切の行為をすることができる。ただし、措置要求の全部又は一部の取下げは、要求者の特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

２　要求者は、前条第２項に規定する場合において、代理人に対して前項ただし書の特別の委任をしたときは、代理人の資格を証明する書面にその旨を記載しなければならない。

３　前項の場合を除き、要求者は、代理人に対して第１項ただし書の特別の委任をしたとき又はその委任を撤回したときは、速やかに、人事委員会に対し、その旨を書面で届け出なければならない。

４　代理人の行った行為は、当事者が、速やかに、これを取り消し、又は訂正したときは、その効力を失う。

５　主代理人は、書面の受理及び送付については、他の代理人を代表する。

（措置要求書等の調査及び不備の補正）

第８条　人事委員会は、措置要求書が提出されたときは、措置要求書の記載事項並びに添付書類の有無及び添付書類があるときはその内容について調査し、措置要求書に重要な不備があるときは、相当の期間を定めて、その補正を命ずることができる。不備が軽微であって、措置要求の受理に影響のないものであるときは、人事委員会は、職権で補正することができる。

（交渉）

第９条　人事委員会は、適当と認めるときは、当事者に対して措置要求事項について交渉を行うように勧めることができる。この場合において、人事委員会は、当事者に対して、交渉の結果について書面により報告を行うよう求めるものとする。

（受理又は却下）

第10条　人事委員会は、第８条の規定による調査を行ったときは、当該措置要求について、受理又は却下のいずれかを行うものとする。この場合において、次に掲げる措置要求については、却下するものとする。

(１)　措置要求をすることができない者によって行われた措置要求

(２)　法第46条の勤務条件に該当しないことが明らかな事項について行われた措置要求

(３)　法第55条第３項の地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項に該当することが明らかな事項について行われた措置要求

(４)　措置要求をすることにつき法律上の利益がないことが明らかな者によって行われた措置要求

(５)　第８条に規定する補正命令に従った補正がされない措置要求

(６)　前各号に掲げるもののほか、不適法にされた措置要求で不備を補正することができないもの

２　共同要求者のうち一部の者について前項第１号又は第４号のいずれかに該当するときは、その一部の者のみに係る措置要求について却下するものとする。

３　人事委員会は、措置要求を受理したときは、その旨を当事者に通知するとともに、措置要求書の副本を当局に送付するものとする。

４　人事委員会は、受理した措置要求が、第１項後段の規定に基づき却下すべきものであったことが明らかになったときは、当該措置要求を却下するものとする。

（審査の併合及び分離）

第11条　人事委員会は、必要があると認めるときは、同一の若しくは相関連する措置要求又は要求者若しくは当局が同一である措置要求の審査を併合することができる。

２　人事委員会は、必要があると認めるときは、審査を分離することができる。

３　当事者は、人事委員会に対し、審査の併合及び分離を書面で申し立てることができる。

４　人事委員会は、審査を併合した場合又は分離した場合には、その旨を当事者に通知するものとする。

（併合要求者の代表者）

第12条　審査が併合されている措置要求の要求者（以下「併合要求者」という。）は、それらのうちから代表者１人を選任し、及び解任することができる。

２　人事委員会は、併合要求者が代表者を選任しない場合において、必要があると認めるときは、併合要求者に対し、それらのうちから代表者１人を選任するよう求めることができる。

３　第４条第５項及び第６項並びに第５条の規定は、併合要求者の代表者について準用する。この場合において、第４条第６項中「代表者に異動があったとき」とあるのは「代表者を選任したとき又は代表者に異動があったとき」と読み替えるものとする。

４　併合要求者の代表者のした行為は、他の併合要求者が、速やかに、これを取り消し、又は訂正したときは、その効力を失う。

（代表者の地位の喪失等）

第13条　代表者（共同要求者の代表者及び併合要求者の代表者をいう。以下この条において同じ。）が選任されている措置要求の審査を分離した場合又は代表者が選任されている措置要求の審査に新たに他の措置要求の審査を併合した場合は、当該代表者が選任されている措置要求の審査に係る代表者は、その地位を失う。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(１)　代表者が選任されている措置要求の審査を分離した場合においてなお代表者のした措置要求と審査が併合されている措置要求の要求者がその代表者に関し異議を述べないとき。

(２)　代表者が選任されている措置要求の審査に新たに他の措置要求の審査を併合した場合において当該他の措置要求の要求者が審査を併合することとなった措置要求に係る代表者に関し異議を述べないとき。

第３章　審査の手続

（審査長の指名等）

第14条　人事委員会は、措置要求を受理したときは、人事委員会の委員長を審査長として、審査を行う。ただし、人事委員会は、必要があると認めるときは、他の委員を審査長に指名することができる。

２　審査長は、審理を指揮し、その進行を図り、及びその秩序を維持する。

（審査の方法）

第15条　人事委員会は、措置要求の審査を行うときは、書面審理で行うものとする。ただし、人事委員会は、事案の性質により特に必要があると認めるときは、非公開の口頭審理を行うことができる。

２　人事委員会は、要求者から、書面による申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、当該要求者に口頭で意見を述べる機会を与えるものとする。

３　第１項ただし書の口頭審理の手続は、その性質に反しない限り、不利益処分についての審査請求に関する規則（令和３年香川県人事委員会規則第18号）による口頭審理の手続の例による。

（意見書等の提出）

第16条　人事委員会は、第10条第３項の規定による通知をしたときは、当局に対し、相当の期間を定めて、措置要求に係る勤務条件に関する具体的な説明及び措置要求事項に対する意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出することを求めるものとする。

２　人事委員会は、意見書が提出されたときは、その副本を要求者に送付するものとする。この場合において、人事委員会は、要求者に対し、相当の期間を定めて、意見書に対する認否及び反論を記載した書面（以下「反論書」という。）を提出することを求めるものとする。

３　人事委員会は、反論書が提出されたときは、その副本を当局に送付するものとする。

４　当局は、反論書の副本の送付を受けたときは、人事委員会が定める相当の期間内に、これに対する再意見書を提出することができる。この場合において、以後の手続については、前２項の規定を準用する。

５　意見書、反論書及び再意見書（前項後段の規定により提出する書面を含む。以下「意見書等」という。）には、必要と認める資料を添付することができる。

（主張を記載した書面の提出）

第17条　人事委員会は、当事者に対し、相当の期間を定めて、必要があると認める事項に関する主張を記載した書面（意見書等を除く。以下同じ。）の提出を求めることができる。

２　人事委員会は、当事者の一方から前項の書面が提出されたときは、その副本をその相手方に送付するものとする。ただし、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

３　前条第５項の規定は、第１項の書面について準用する。

（事実の調査）

第18条　人事委員会は、事案の審査のため必要と認めるときは、当事者その他の関係者（以下「当事者等」という。）を喚問してその陳述を求めること、当事者等に対し資料の提出を求めることその他の必要な事実調査を行うものとする。

（当事者等の喚問）

第19条　人事委員会は、当事者等を喚問しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面で呼び出すものとする。この場合において、人事委員会は、当事者等に対し、相当の期間を定めて、陳述しようとする事項を記載した書面（以下「陳述書」という。）の提出を求めるものとする。

(１)　当事者等の氏名、住所及び職名又は職業

(２)　喚問の日時及び場所

(３)　陳述を求めようとする事項

(４)　陳述書の提出期限

（資料の提出要求等）

第20条　人事委員会は、事案の審査のため必要となる資料の所持者に、次に掲げる事項を指定して、当該資料の提出を求めることができる。

(１)　提出すべき資料の名称

(２)　提出期限

(３)　提出すべき場所

２　人事委員会は、提出された資料を留め置くことができる。

（措置要求の取下げ）

第21条　要求者は、人事委員会が事案について判定を行うまでは、いつでも、書面により措置要求の全部又は一部を取り下げることができる。

２　人事委員会は、措置要求が取り下げられたときは、その旨を当局に通知するものとする。

（事案解決等の届出）

第22条　当事者間における交渉等により措置要求事項について事案が解決し、又は措置要求の事由が消滅した場合には、要求者は、速やかに、人事委員会に対し、その旨を書面で届け出なければならない。

（審査の打切り）

第23条　人事委員会は、係属している措置要求が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該措置要求の審査を打ち切ることができる。

(１)　要求者の所在不明等により審査を継続することができなくなったとき。

(２)　当事者間における交渉等による事案の解決、措置要求の事由の消滅等により審査を継続する必要がなくなったと認めるとき。

(３)　要求者が措置要求を継続する意思を放棄したと明らかに認められるとき。

第４章　判定

（判定）

第24条　措置要求が第10条第１項各号のいずれかに該当するとき若しくは同条第４項に規定する場合に該当するとき、又は前条の規定により審査を打ち切るときは、人事委員会は、判定で、その措置要求を却下する。

２　措置要求に理由がないときは、人事委員会は、判定で、その措置要求を棄却する。

３　措置要求に理由があるときは、人事委員会は、判定で、その措置要求の全部又は一部を認容する。

（判定の方式等）

第25条　判定は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「判定書」という。）で行い、人事委員会の委員がこれに記名押印するものとする。

(１)　要求者の表示

(２)　主文

(３)　措置要求事項

(４)　理由

(５)　判定の年月日

２　人事委員会は、判定書の謄本を当事者に送付するものとする。

（判定書の更正）

第26条　人事委員会は、判定書に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、当事者の書面による申立てにより又は職権で、いつでも更正することができる。

２　人事委員会は、前項の規定に基づいて更正した部分については、判定書の原本に付記し、更正通知書を当事者に送付するものとする。

（勧告）

第27条　法第47条の規定による勧告は、書面で行うものとする。この場合においては、当該書面の写しを要求者に送付するものとする。

第５章　雑則

（書面の提出部数）

第28条　当事者が人事委員会に提出する書面の部数は、正副各１部とする。

（文書の送付）

第29条　文書の送付は、使送又は郵便若しくは信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者又は同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便をいう。）によって行う。

２　人事委員会は、文書を送付しようとする場合において、送付を受けるべき者の住所、居所その他送付すべき場所が知れないときその他文書を送付することができないときは、公示の方法によりするものとする。

３　公示の方法による文書の送付は、人事委員会がその文書を保管し、いつでもその送付を受けるべき者に交付する旨及びその内容の要旨を香川県報に掲載してするものとする。この場合においては、掲載された日の翌日から起算して14日を経過した時にその文書の送付があったものとみなす。

（審査費用の負担）

第30条　措置要求の審査の費用は、次に掲げるものを除くほか、当事者の負担とする。

(１)　人事委員会が当事者以外の者を喚問した場合の当該喚問に要した費用その他事実調査に要した費用

(２)　人事委員会が行う文書の送付に要する費用

（補則）

第31条　この規則に定めるもののほか、措置要求及び審査、判定の手続並びに審査、判定の結果執るべき措置に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附　則

１　この規則は、令和３年９月１日から施行する。

２　この規則の施行の際、現に改正前の勤務条件に関する措置の要求に関する規則の規定によってなされた措置要求の審査の手続等については、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。